

ながさき

令和6年1月
第82号

農委だより



《掲載記事》

- * 中尾くんち
- * 新年のあいさつ
- * 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出
- * 相続土地国庫帰属制度 等
- * 地域計画の策定について 等
- * 農地の賃借料情報
- * 農業者年金
- * 地域の行事など

～中尾くんち奉納踊り～

9月15日に東長崎地域の中尾地区では、中尾くんちが行われました。250年以上の歴史がある市の指定無形民俗文化財の「中尾獅子浮立と唐子踊」が、氏神様である大山神社とその神庭に奉納され、シャギリの音に赤と緑の色鮮やかな獅子と愛らしい唐子が山あいの集落を舞い踊りました。

中尾くんちの起源は諸説ありますが、江戸時代鳥獣によって農作物が荒らされたため、神に祈願すると被害が収まり、その時に感謝の気持ちを込めて奉納したのが始まりとの説もあり、農業と祭りの関わりに改めて気付かされました。

編集・発行 長崎市農業委員会 〒850-8685 長崎市魚の町4-1 (長崎市役所14階)
Tel.095-820-6561

ホームページアドレス <http://www.city.nagasaki.lg.jp/soshiki/259/260/index.html>

新年のごあいさつ

長崎市農業委員会 会長 平尾 政博



新年、あけましておめでとうございます。皆様方におかれましては、ご健勝にて、新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、農業委員会活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、私も長崎市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員は、昨年7月の改選により、新しい体制で、気持ちも新たに農地等の利用の最適化の推進に向けて、農業委員会活動に取り組んでおります。

ここ数年間続いてきたコロナ禍による行動制限も解除され、徐々に以前の日常を取り戻しつつありますが、農業を取り巻く環境は、依然として高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、深刻な状況であることに変わりがなく、加えて、近年の自然災害の激甚化や、有害鳥獣の拡大、また、不安定な世界情勢による経済の混乱など、多くの困難に直面しております。しかし、一方で、イチゴの施設栽培を中心とした若者の就農の増加など、長崎市の農業の未来につながる力強い動きも進んでいます。

そのような中、私たち農業委員会は、長崎市が策定する「地域計画」において、「目標地図の素案」を作成する役割を担っており、農地の利用意向の調査などに取り組んでいます。「地域計画」とは、守るべき農地をどの担い手に託すかなどの方向性を示し、将来の農地利用の姿を明確化したもので、地域における農業の未来図とも言えるものです。

私たちは、それぞれの地域農業の未来を見据えながら、農地の集積・集約化を進め、新たな担い手を確保し、遊休農地の解消を図っていく所存です。地域農業の未来のために、農業者の皆様や関係機関の皆様と協力しながら、引き続き積極的に農業委員会活動に取り組んでまいりますので、今後とも皆様方のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、新しい年が皆様方にとりまして実り多き年となりますよう、心からお祈り申し上げ、新年のあいさつといたします。

新年を迎えて

長崎市長 鈴木 史朗



新年、おめでとうございます。皆様方におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

農業委員会の皆様をはじめ、農業者の方々、関係機関の皆様方におかれましては、平素より、長崎市の農業行政全般にわたり、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長崎市の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化、後継者不足、価格の低迷などのほか、昨今では度重なる気象災害や世界情勢の変化に伴う資材等の高騰など、依然として厳しい状態が続いておりますが、一方で、就農支援体制の充実等による新規就農者の増加、環境制御技術を活かした生産基盤設備の高度化による収益の拡大など成果が上がりつつあるものもあります。

このような中、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和五年度から農業者等による話し合いを踏まえ、地域の農業のあり方や農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定に向けた取組が始まっており、農業委員会の皆様には、農地の意向調査等、ご苦勞をおかけしているところでございます。

長崎市としましては、皆様方をはじめとする関係者のご意見をお伺いながら策定いたしました第二次長崎市農業振興計画「前期計画」に基づき、新たな担い手の確保のための就農支援体制の充実、スマート農業の取組みや小規模基盤整備の推進などを図り、次世代につながる農業振興に努めているところでありますので、今後ともご協力を賜りますようお願いいたします。

結びになりますが、本年が皆様方にとりまして、実り多い一年になりますことを祈念申し上げます、年頭のごあいさつといたします。

農地等利用最適化推進施策に関する意見書を提出しました

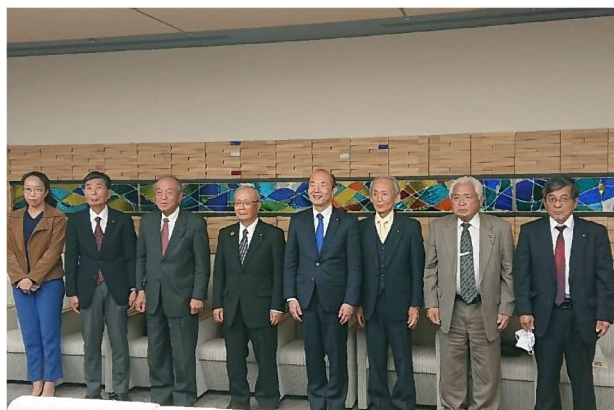
令和5年11月21日に農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農地等利用最適化推進施策の更なる効果的な実施のための意見書を長崎市へ提出いたしました。



▲鈴木市長に意見書を手渡す平尾会長



▲意見書の内容説明



▲鈴木市長と平尾会長(中央)
運営委員の皆さん

今後も、市の農林振興課及び関係機関と連携し、農地等利用の最適化の推進に向けて積極的に取り組んでまいります。

【意見書項目】

1 農地利用の最適化の推進

(1) 担い手への農地利用の集積・集約化

① 基盤整備（土地改良）について

「地域計画」のエリア内における地域にあった整備方法の検討と地権者等に負担のない事業実施について地域への十分な説明と継続的な協議を要望

(2) 遊休農地の発生防止・解消

① 高木化した山林・防風林への対応について

山林・防風林の高木化により耕作不能となっている優良農地の復元のための環境整備の検討を要望

② 有害鳥獣対策について

従来のワイヤーメッシュの支給とともに、修繕や更新などに特化した部分的な資材支給の検討を要望

(3) 新規参入の促進

① 新規就農者の成功事例の紹介について

地域外からの就農希望者が地域の情報を得ることができ、農業に関心が持てるよう、地域の主な農作物や、新規就農者の成功事例の紹介など効果的な情報発信の検討を要望

② 新規就農者への十分なサポート体制について

新規就農者に対し、希望する栽培品目に適した農地などの生産基盤等を整えるとともに、十分なサポート体制を構築し、マンツーマンでの支援を要望

③ 農業後継者への措置・対応について

農業を継承している農家の後継者に対するさらなる支援の充実を要望

2 その他

① 学校での農作業体験学習の推進について

地域の農業者と連携した学校における農作業の体験学習の推進を要望

② 市街地における空き地を利用した農業への取り組みについて

市街地の空き地を利用した市民活動と農業とが連携した取り組みが行われ、多くの市民が気軽に農業に親しむことができる環境整備の検討

③ 旧町における基盤整備事業後の管理組合への対応について

令和3年度に、管理組合に対する支援の在り方などについて関係機関と協議を重ね、検討していくとの回答について、現在の検討状況の確認

④ 湧水対策について

利用されなくなった旧水道施設の利活用や新たな水源の確保としてポーリングを実施するなど、各集落に適した湧水対策の検討を要望

相続土地国庫帰属制度が始まりました！

土地を相続したものの、管理が大変で手放したいと考える人が増加しており、管理の不全化を招いていることなどを背景に、相続等により取得した土地の所有権を**一定の条件等があり、負担金等も必要**ですが、国庫に帰属させることができる制度が、**令和5年4月27日（施行日）**から始まりました。

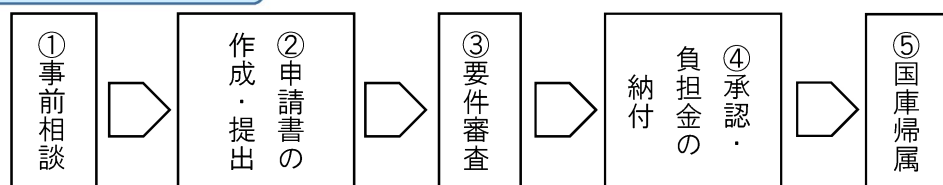
申請ができる人

- ・相続や遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により土地の所有権を取得した相続人
- ・土地が共有地である場合には、相続や遺贈によって持ち分を取得した相続人を含む共有者全員で申請する必要があります。

帰属ができない土地

- ・申請ができない土地
建物の存する土地、担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地、など
- ・帰属の承認ができない土地（審査の段階で不承認となる土地）
崖（勾配が30度以上でかつ高さが5m以上のもの）がある土地のうち、通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの、など ※実地調査などの結果で判断されるようです。

国庫帰属までの流れ



相続登記の義務化が始まります！

相続登記がなされないまま放置され、所有者が不明である土地が増えており、公共事業等の妨げとなっています。そのため、不動産登記法等の改正により、**令和6年4月1日（施行日）**から相続登記の申請が義務化されます。（**施行日前に発生した相続も対象となります。**）相続登記がお済みでない場合は、早めに手続きを行いましょう。

相続登記とは

- ・不動産（土地・建物など）の所有者が死亡した場合にその不動産の登記名義を相続人に変更する手続きのことです。**法務局で相続登記の申請を行う**ことで、登記名義を変更することができます。

申請義務の履行期間

- ・不動産を取得した相続人が、**その取得を知った日から3年以内**（**施行日前に発生した相続は施行後3年以内**）

申請について

- ・遺言による場合、遺産分割協議による場合など、ケースにより必要な登記や書類が異なるため、法務局のホームページなどで、ご確認ください。
- ・お近くの専門家（弁護士・司法書士・土地家屋調査士）へ有料で相談することもできます。

■いずれも詳しくは法務局のホームページ等をご確認ください。

ご存じですか？「地域計画」 地域農業の将来のために

地域計画とは？

- 10年後、地域農業をどうしていきたいか、「いつ」、「誰が」、「どの農地を」担っていくのかを地域において、話し合っ**て決める**計画です。
- この話し合いの結果を地図に落としこんだものが「**目標地図**」です。

地域計画

地域農業の将来の在り方（計画書）

- 担い手への農地の集積・集約化の方針
- 農地中間管理機構の活用方針
- 圃場条件の改善方針 など



目標地図（農地利用の将来の設計図）

- 出し手と受け手の意向の反映
- 農地を誰が利用し、農地をどのようにまとめていくか など

目標地図（素案）の作成

長崎市が令和7年3月までに「地域計画」を作成しますが、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「**目標地図**」の**素案**を**農業委員会**が作成することとされています。そのため、**農業委員会**では、地域計画の対象となる農地について、将来の農地利用の予定などの**意向調査**を順次行っていきます。**農業委員・農地利用最適化推進委員**などが訪問させていただくことがありますので、**ご協力をよろしくお願いします**。また、今後、長崎市による集落懇談会も予定されていますので、そちらへの参加もよろしくお願いたします。

遊休農地解消活動 ～ 三重地区（鳴見町）

当委員会の井川農業委員の地元である三重地区の鳴見町では、鳴見台小学校区コミュニティ協議会の設立を機に、地域の様々な団体の有志と協力し、公民館横にあった遊休農地を利用して、今年度から、ソバの栽培と余った農地にコスモスを植えました。ソバの栽培は初めてということですが、収穫したソバを使って手打ちを体験したりする地域のイベントも計画されているそうです。

この日は、実ったソバの収穫を行いました。



地域のみなさんも鎌を手に頑張っています♪



もくもくと作業する井川委員です♪

「何しろ初めてだから」、と言いながら、皆さんでああすれば、こうすればと話し、和気あいあいと作業をされていたのが印象的でした。井川委員は、地域の皆さんの手を借りながら、他の遊休農地の解消についても考えているそうです。各地域で地域コミュニティ協議会が設立されていますので、このような活動が、他の地域でも広がっていくと良いですね。

長崎市における農地の賃借料情報

令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの 1 年間に締結（公告）・継続された賃貸借における賃借料水準（10 a 当たり）は、以下のとおりとなっています。

農地の貸し借りをしようとする人は目安としてください。

1 田（水稻）

〔金額の単位：円〕

締結（公告）された地区	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
琴海地区（基盤整備地区）	15,600	25,900	6,100	78	
琴海地区	13,500	21,300	6,000	30	
外海地区（基盤整備地区）	16,600	18,874	13,861		参考（平成28年度実績）
外海地区	13,100	16,900	7,200	11	
東長崎地区	15,300	18,000	4,600		参考（令和2年度実績）
野母崎地区	8,800	10,000	5,000	8	
茂木地区	10,000	10,000	10,000		参考（平成28年度実績）
旧長崎地区	6,700	18,700	4,700		参考（令和元年度実績）

2 畑

〔金額の単位：円〕

締結（公告）された地区	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
琴海地区（基盤整備地区）	21,000	30,300	9,600	51	
琴海地区	15,200	24,900	5,100	99	
三和地区（基盤整備地区）	7,800	12,800	5,000	159	
三和地区	6,400	10,000	5,000	50	
外海地区	4,400	5,000	4,300	5	
高島地区	9,700	10,400	9,600		参考（平成30年度実績）
東長崎地区	10,000	17,800	4,600	38	
茂木地区	9,500	17,500	5,000	53	
旧長崎地区	15,100	27,000	6,200	49	

3 樹園地

〔金額の単位：円〕

締結（公告）された地区	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
長崎市全域	8,100	16,200	3,500	136	

※ データ数は、集計に用いた筆数です。（地区ごとに 5 件に満たない場合は、参考値を掲載しています。）

※ 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、30 kg 当たり 9,000 円に換算しています。

※ 金額は年額であり、平均額は算出結果を四捨五入し 100 円単位としています。

- * この賃借料の情報は、あくまでも目安額（年額）であり、実際契約するときは、貸し手、借り手の両方で協議してください。
- * 各地域の平均価格は、毎年 1 回更新します。

農業者年金へは、
次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

国民年金第1号被保険者
国民年金保険料納付免除者を除く

年間60日以上農業に従事

60歳未満

○あなたの老後生活への備えは十分ですか？年金は
家族一人ひとりについて準備することが大切です。

一定の要件を満たした意欲ある担い手は、保
険料の2割、3割、5割のいずれかの補助が受
けられます。国庫補助を受ける場合の保険料
は月2万円に固定されます。



農業者年金

**で安心して
豊かな老後を！**

農業者年金の6つのポイント

- 農業者の方なら広く加入できる
- 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い
- 保険料の額（月額2万円から6万7千円）は自由に決められる
※35歳未満は月額1万円からとなります。
- 終身年金で、80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある
- 税制面の優遇措置がある
- 政策支援加入には保険料の国庫補助がある

メリット
2

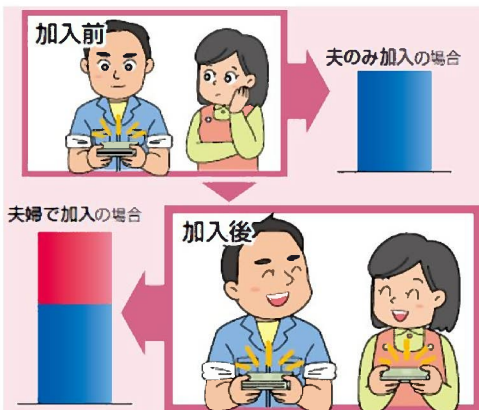
**若年層には
手厚い政策支援
(保険料補助)**

メリット
1

**女性に優しい！
奥様も単独で
入れます。**

メリット
3

**税制面で
大きな優遇**



家族経営協定で保険料補助も

は女性農業者の老後の安心
は自分で確保



支払った保険料は、全額が
社会保険控除の対象となり
ます。

農業者年金受給者協議会はあなたの加入を待っています！

ご存じですか？県内には20の農業者年金受給者協議会があり、年金の安定受給や受給者同士の仲間作りを目的として、様々な活動をしています。それだけではなく、将来にわたり受給者の老後生活の安定が図られるように、年金機構や他県協議会と一体となって制度の改善を国に要請してきました。農業者年金受給者協議会は次の3つの運動を柱として活動をしています。

- ①自分たちの制度である「農業者年金制度を守り育てる運動」
- ②地域農業の担い手のための「担い手育成・支援運動」
- ③受給者組織の「新しい仲間づくり運動」

長崎市農業者年金受給者協議会の会員は随時募集中です。

お気軽に農業委員会事務局までお尋ねください。（電話 095-820-6561）



■各地の話題をお届けします

外海ぶどうまつり

8月27日に道の駅夕陽が丘そとめで、ぶどうまつりが行われ、多くの人で賑わいました。



おいしそうな今大人気のシャインマスカットです。



新鮮な野菜や加工品などもたくさんありました。

大中尾棚田火祭り

10月28日に、大中尾棚田火祭りが行われました。コロナ禍もあり、久しぶりに幻想的な風景を堪能することができました。大中尾棚田は、大中尾棚田保全組合が運営する棚田オーナー制度などにより、美しい景観が保たれています。



高い場所からの眺めは圧巻です。見る場所により様々な風景が味わえます。



まだ日が沈み切れないうちの炎のあかりも素敵です。

【編集後記】

限のようやくコロナ禍による行動制限は、賑わいを取り戻すまでには、一方では、戦争は終結せず、物価は高くなるか不安な時期ですが、コロナ初期の過ごした不安な時期を思い返す、日々の営みにさやかな喜びを見出して過ごしたいものです。

編集委員



農業者の視点でお届けします！

※お申込みは、地域の農業委員
・農地利用最適化推進委員
農業委員会事務局へ

毎週金曜日発行
月額七百元

◇農業・農政の動きを
分かりやすく解説！
◇先進技術・新製品・新品種を
いち早く紹介！
◇暮らしと経営に役立つ
情報がいっぱい！

全国農業新聞を
ご購入ください！